

報告

地方自治法施行令の規定により、市長は、継続費（あらかじめ数年度にわたって支出できる経費）に係る継続年度が終了したときは、継続費精算書を作成し、これを議会に報告しなければなりません。

精算額
3億3,563万2,500円
・北浦中学校講堂改築工事

平成18年度一般会計

契約相手
日本無線株式会社
ソリューション営業部長
荒 健次
工期
平成20年3月21日まで

防災行政無線施設整備工事
請負契約の締結
・契約方法
一般競争入札
・契約金額
2億9,400万円

契約

情報公開条例の一部改正

郵政民営化法等の施行に伴い、条文にある「日本郵政公社」が削られました。

教育厚生委員会に審査の付託をしました。

郵政民営化法等の施行や証券取引法の一部改正に伴い、条文にある「郵便貯金」「証券取引法」が、それぞれ「貯金」「金融商品取引法」に改正されました。

政治倫理の確立のための行方市長の資産等の公開に関する条例の一部改正

条例

■教育予算の拡充を求める
【請願者】茨城県教職員組合
菊地かる
鹿行支部
教育厚生委員会に審査の付託をしました。

請願・陳情

採択したもの

歳入
・民生費国庫負担金
165万2千円の増額
・農林水産業費県補助金
871万5千円の減額
・商工費県補助金
290万円の増額
・介護保険特別会計繰入金
308万2千円の増額
・教育費県委託金
2,090万8千円の増額
・前年度繰越金
327万5千円の増額
・雑入
1,006万7千円の増額
・総務費
鹿島鉄道運営補助金
461万円の減額

歳出
・特定防衛施設周辺整備事業
3千円となります。
主なものは次のとおり。
・費道路整備事業
2,000万円の増額
・地域人権啓発活動活性化事業（新規）
61万9千円の増額
・特定防衛施設周辺整備事業
2,000万円の増額
・給食センター運営事業
786万6千円の減額
・ハートいっぱい推進事業（新規）
50万8千円の増額
・ハートいっぱい推進事業（新規）
40万円の増額
・給食センター運営事業
786万6千円の減額
・国民健康保険特別会計
464万7千円の増額
・総額51億764万7千円となります。
・介護保険特別会計
3,168万2千円の増額
・総額24億1,208万2千円となります。
・農業集落排水事業特別会計
北部地区整備事業の工事内容変更等で補正額は0円です。
・特定環境保全公共下水道事業特別会計
事務費の増減で補正額は0円です。

平成19年度

補正予算

一般会計
3,505万4千円増額



水辺サイクル

私立幼稚園施設整備事業補助金（新規）

1,000万円の増額

スクールカウンセラー配置事業（新規）

50万2千円の増額

理科支援員等配置事業（新規）

50万8千円の増額

ハートいっぱい推進事業（新規）

40万円の増額

ハートいっぱい推進事業（新規）

786万6千円の減額

ハートいっぱい推進事業（新規）

50万8千円の増額

ハートいっぱい推進事業（新規）

40万円の増額

ハートいっぱい推進事業（新規）

495万6千円の増額

ハートいっぱい推進事業（新規）

議員の政治倫理条例——制定

市民の厳肅な信託に応えます

議員提案による「行方市議会議員の政治倫理に関する条例」が可決されました。

この条例は、市民に信頼される公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的に、市民全体の奉仕者として、また代表者として議員の信念を市民に示すものです。平成19年10月1日から施行されます。

行方市議会議員は次のことを守ります

- ① 品位と名誉を損なうような行為、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしない。
- ② 地位を利用していかなる金品も授受しない。
- ③ 市が行う許可、認可、請負、契約に関し、特定業者を推薦、紹介するなど有利な取り計らいをしない。
- ④ 市職員の公正な職務執行を妨げ、権限や地位による影響力を不正に行使するよう働きかけない。
- ⑤ 市職員の採用、昇任、人事異動に関して特定の個人の推薦や紹介をしない。
- ⑥ 政治資金規正法に規定する以外の寄附を企業、団体、個人等から受けない。
- ⑦ 市と契約関係にある企業等の責任ある地位を得、役職を兼ねない。
- ⑧ 公職選挙法の規定により、祭礼、運動会等の行事には寄附を行わない。

市民は…

- ・議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをしてはいけません。
- ・議員が政治倫理基準に違反していると認めるときは、市内有権者の1/100以上の者の署名により、違反事実を証明する資料を添えて、議長に調査の請求ができます。



次の定例会は 12月11日(火)開会予定です。 傍聴してみませんか？

本会議の傍聴は自由です。会議当日、先着順に受付します。傍聴席は44席です。

定例会は、3・6・9・12月の年4回開催されます。

議場は玉造庁舎にあります。



傍聴席～お気軽にどうぞ～

意見書

議員提案による次の意見書が可決され、財務大臣を始めとする国の関係機関に提出されました。

■教育予算の拡充を求める意見書

- 教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育つたとしても、平等に良質な教育を受ける権利がある。そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。よって、国においては、次の事項を実現するよう要望する。
- ①きめの細かい教育の実現のために、教職員定数改善計画を実施すること
- ②義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率2分の1への復元と制度を堅持すること
- ③教育予算充実のために、地方交付税を含む国の予算の拡充を求めることが
- ④教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること